

奈勞発基 0614 第 2 号

平成 29 年 6 月 14 日

各 団 体 の 長 殿

厚生労働省奈良労働局長



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。別添）は、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定されました。

本基本計画は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 8 条の規定に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されたものです。

今後、本基本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する施策を推進していくこととしています。

貴団体におかれましては、本通知について会員等に周知いただくとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に向けた一層の取組と、関連施策への御協力をお願い申し上げます。

